

大阪市港区防災計画に基づく施策の推進状況

施策	具体的取組	取組実績等
第2章 予防対策 1 防災知識の普及、啓発		・広報みなとの平成27年8月号に防災特集号として4ページにわたって区内の避難施設を図示した防災マップや南海トラフ巨大地震発生時の避難促進や平成26年度に各地域が策定した地域防災計画の周知、風水害に備えるための基礎知識などを掲載した。また、区のホームページでも情報発信を行った。
2 津波対策	(1) 津波防御施設の耐震化計画(港湾局)	①防潮堤 ・平成27年度は港区の防潮堤0.1kmの耐震化整備を進めている。今後については、詳細な耐震照査等により耐震化計画の見直しを行いつつ、概ね10年での対策完了をめざす。 ②防潮扉 ・平成25年度までに港区の防潮扉217基のうちの敷居高が百数十年に一度程度発生すると想定される津波高を下回る105基について電動化を実施した。
	(2) 津波一時避難場所の指定	・新たに民間の2地域3施設を津波一時避難ビルに指定した(平成28年1月21日現在 63施設) ・津波来襲時にマンション等住民が低層階から中・上層階への避難を行う内容を定めた自主防災に関する計画等を当該マンション管理組合等が策定し、管理組合等の総会などでマンション住民に周知した管理組合等に対して、平成25年度から備蓄物資等の支援を実施した。(平成27年度1管理組合から応募あり)
3 地域防災力の強化対策	(1) 校下自主防災組織の再編・強化	・平成26年度に策定した各地域の防災計画の学習会を地域主体で全地域実施済 ・避難所開設訓練を実施し、避難行動要支援者に対する取組みなどを行うなど、自主防災組織の機能強化を図る。(28年1月21日現在、11地域中7地域実施済。4地域については、平成28年1月～3月実施予定)
	(2) 校下防災計画の策定	・計画の内容について、危機管理室と協議・調整を図るとともに各地域に対してワークショップ等で説明を行い、地域防災計画の趣旨等の共有化を図り、全11地域で地域の特性に応じた計画を策定した。(平成26年度) ・平成27年度は、計画の策定にかかわった地域の防災担当者が、地域の住民に対して学習会を開催し計画内容の説明を行った。
	(3) 地域における情報連絡の強化	・11校下に配置している大阪市のデジタルMCA無線とは別に、各校下地域内での情報連絡を主目的とする無線機を各地域3台ずつ配備した。(平成25年度) ・平成27年度については、行政と地域、地域間においてよりきめ細かな情報連絡体制を構築するため各地域に3台ずつ無線の追加配備を行った。 ・海遊館などの大規模集客施設がある築港地区において、災害時の行政機関の連携を図るための連絡会議を開催するとともに各機関ごとに課題を出し合った。(平成26年度)
	(4) 地域の担い手づくり	・災害発生時の地域での活動の担い手を拡大するため、区内5中学校において、図上訓練や防災訓練などのジュニア防災リーダー養成講座を実施した。(平成24年度:3中学校、平成25年度:3中学校、平成26年度:5中学校) ・平成27年度については、1校実施済み。残り4校については、平成28年2月～3月で実施予定

大阪市港区防災計画に基づく施策の推進状況

施策	具体的取組	取組実績等
	(5) マンションと地域の防災力の強化	・災害時のマンションと地域住民との連携の強化をめざして、マンション居住者と地域住民の協働による防災訓練を1地域で実施した。(平成25年度)
	(6) 防災訓練の実施	・全11地域において避難所開設訓練を実施し、避難場所の確認、安否確認等を行った。(平成26年度) ・平成27年度については、港区社会福祉協議会と連携し避難行動要支援者の対応を取り入れた避難所開設訓練を実施、避難行動要支援者の取組みを行う。(7地域実施済、4地域は平成28年1月～3月実施予定)
4 福祉避難所		・区内の社会福祉施設に対して福祉避難所としての協力を求め、平成27年度に新たに1箇所指定を行った。(平成28年1月21日現在、28施設) ・28施設の福祉避難所に対して地震等の基礎知識や福祉避難所の開設・運営について学習会を実施した。さらに、24区で初めて全28施設の福祉避難所受入人員の算定を施設に出向くなどして実施した。(28施設で400名の受入れが可能)
5 帰宅困難者対策		・JR弁天町駅および地下鉄弁天町駅周辺の帰宅困難者対策としてJR弁天町駅および近隣の教育センターに備蓄物資の配備を行った。(平成26年度)
6 区内大規模集客施設の予防対策	(1) 海遊館 (2) 中央体育館 (3) オーク200	・海遊館および中央体育館と防災対策について意見交換を行った。(平成26年度) ・オーク200については、2階通路部分およびオーク広場を津波避難施設として指定した。(平成26年度) 平成27年度にオーク200の売却先が決定したことにより、売却先とあらためて津波避難ビルの協定を締結済(平成27年12月1日付)
7 民間企業等との連携強化		・平成26年度に企業、事業所や店舗等を対象に大規模な災害時に人的・物的資源の提供や各地域における防災活動に協力をいただく「大阪市港区防災サポーター登録制度」を創設した。(平成28年1月21日現在、53企業等が登録) ・災害発生時に、緊急車両として保険関係で使用している乗用車やバイク、自転車の提供や郵便局のネットワークを活用した避難広報活動などの協力などを内容とする協定書を港区内の全10郵便局長と交わした。(平成26年度)
8 水防団との連携強化		・水防団による水防鉄扉の閉鎖操作訓練を行った。(平成27年6月) また、水防団員の高齢化が進み新たな担い手づくりが課題となっている中で、区の広報紙(平成27年8月防災特集号)を通じて団員の募集を行った。
第3章 応急対策 8 医療・救護計画 (1) 初期初動医療活動	③区医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携	・災害時の活動について、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会との間で「災害時における医療救護に対する活動協力についての確認書」を取り交わした。(平成26年度)

大阪市港区地域防犯計画に基づく施策の推進状況

施策	具体的取組	取組実績等
1 区民一人ひとりの防犯意識の向上	(1)街頭キャンペーン・啓発活動の推進	・ひったくり防止キャンペーン:平成26年度19回、平成27年度12月末9回。 ・地域主催の防犯キャンペーンへの協力:平成26年度計22回。平成27年度12月末12回。 ・ナンバープレート盗難防止ネジキャンペーン:平成26年度9回。 ・ストップ自転車盗キャンペーン:平成26年度57回、平成27年度12月末12回。
	(2)防犯教室の開催	・防犯知識の普及・啓発を図るため、警察と連携して、小学校やきいきサロンの場で実施。平成26年度実施回数12回。平成27年度12月末9回。
2 地域における防犯活動の支援	(1)青色防犯パトロール活動への支援	・子どもを犯罪被害から守るため、また街頭犯罪等の発生件数を減少させるため、現在3地域が実施中。
	(2)街路防犯灯の設置に対する支援	・平成26年度設置灯数4灯。平成27年度設置予定数5灯。
	(3)落書き消去活動への支援	・平成25年度にJR大阪環状線弁天町駅前の中央大通り南側橋脚、平成26年度に同北側橋脚に、いずれも区内高校の生徒がひまわりをテーマとした壁画を作成。
3 犯罪を発生させない環境づくり	(1)区役所職員による青色防犯パトロール	・月曜から金曜の午前9時から午後5時まで、区内全域を対象とした青色防犯パトロールを実施中。
	(2)夜間における青色防犯パトロール	・夜間・深夜帯に業者委託による区内全域を対象としたパトロールを実施中。コースは、街頭犯罪等の発生状況や警察の情報を基に随時選定。
	(3)戦略的な防犯カメラの設置	・警察と連携して、犯罪抑止や被疑者検挙につながる効果的な防犯カメラを犯罪多発場所に平成25年度8台設置。子ども安全見守り防犯カメラ設置支援:平成26年度8台設置、平成27年度14台設置予定。
4 地域防犯ネットワークの強化	(1)防犯上の拠点整備	・老人憩いの家12カ所に地域安全センターを設置。
	(2)迅速な犯罪情報の提供	・大阪府警の安まちメール受信の都度、港区役所ホームページに掲載。平成26年中の掲載回数83回〔注意喚起56件、事案発生27件(内訳:ひったくり4件、変質者5件、声かけ6件、チカン8件、その他4件)〕。平成27年1～12月の掲載回数89回(注意喚起56件、事案発生33件〔内訳:ひったくり8件、変質者4件、声かけ10件、チカン1件、特殊詐欺6件、その他4件)〕。
	(3)安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組み	・警察と連携して、安全なまちづくり推進協議会・同推進大会・同街頭啓発・同キャンペーンを各1回実施。

大阪市港区地域防犯計画に基づく施策の推進状況

施策	具体的取組	取組実績等
5 子どもを犯罪から守る取組み	(1)「子ども安全見守り隊」への支援	・各校下5万円までの物品支給。申請校下11校下。
	(2)「こども110番の家」事業の推進	・「こども110番の家」事業の一層の活性化のため、協力者対象の研修会を実施(平成27年3月、2回) ・「こども110番の家」事業の協力家庭・事業所を表示した地図を小学生の保護者へ学校を通して配付するとともに、区HPへ掲載(6月)。 ・「こども110番の家」の旗のデザインをカンガルーからみなりんに変更し、耐久性に優れた素材で作成(8月)。
	(3)地域安全マップづくり	・26年度実施小学校1校。
	(4)子どもの安全見守り防犯カメラ設置への支援	・平成26年度設置台数8台。平成27年度14台設置予定。
6 子どもが加害者とならないための取組み	(1)青少年指導員による活動の推進	・平成26年度から、青少年指導員・青少年福祉委員への委嘱業務を支援するため、委嘱業務に関わる事務委託を予算化。 ・平成26年度から、区及び各校下の青少年指導員協議会並びに区青少年福祉委員協議会に交付金を交付。
	(2)青少年福祉委員による社会環境浄化活動の推進	
	(3)区青少年育成推進会議による取組みへの支援	・平成26年度の区青少年育成推進会議総会で、「少年非行防止活動ネットワーク」への参画を決議し、講演会の講師派遣制度の活用を行っている。
	(4)地域実情に即した関係機関との弾力的な連携のための仕組みづくり	・学校と警察が定期的開催している「学校警察連絡協議会」に区役所も参加し、情報交換を行っている。